

契約書

●●●● ●●●●と（以下「甲」という）と Baycess 株式会社（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下エージェント）が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（サービス利用料の発生）

利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲に入社した段階で発生する。

第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は採用決定者の想定年収の30%とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。

第2項 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。

第3項 サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。

第4項 甲は乙に対し、請求書受領後、請求日の翌月末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

第4条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第5条（サービス利用料の返還）

採用決定者が入社日以後3ヶ月以内に、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領したサービス利用料の50%をその退職の通知を受けた日から1ヶ月以内に甲に返還するものとする。

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

第6条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第8条（秘密の保持）

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。但し、エージェントが人材探索を行なう為に必要な甲に関する情報を、乙がエージェントに提供する場合を除く。この場合にエージェントは機密事項に対して同様に守秘義務を負うものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除く、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙における事業・経営上の諸情報ならびに乙が選抜した選考対象者に関する情報を対象とする。

第9条（反社会的勢力との関係遮断）

1 甲及び乙は、相手方に対して次の各号に掲げる事項を表明し、かつ将来にわたっても保証する。

第1項 自らが反社会的勢力（本条2項に定めるもの。以下同様。）でないこと

第2項 反社会的勢力との間において取引、利用、交際その他何らの関係もないこと

- 第3項 取締役、執行役その他乙の経営に実質的に関与する者が反社会的勢力でないこと、及びそれらの者が反社会的勢力と何らの関係もないこと
- 第4項 株主、出資者又は融資者であつて乙の経営を実質的に支配する者が反社会的勢力でないこと、及びそれらの者が反社会的勢力と何らかの関係もないこと

2 反社会的勢力とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

- 第1項 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体構成員を含む）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うことを助長するおそれのある団体をいう。以下同様。）及びその関係団体
- 第2項 暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団の関係団体の構成員並びに暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 第3項 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団その他これに類する団体又は個人
- 第4項 自ら又は第三者をして、暴力、威迫、詐欺、名誉毀損その他違法若しくは不当な手段を駆使して、経済的利益を追求し、又は甲の事業運営に支障をきたす行為を行う団体又は個人
- 第5項 前各号に規定する団体又は個人と関係を有することを示唆して、違法または不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- 第6項 その他全各号に規定する団体または個人に準ずる者

3 甲及び乙が、本条第1項の表明・保証に反すると認められる場合には、相手方は、何らの通知催告をする事なく、将来に向かって本契約を解除する事ができる。

第9条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

2019年●月●日

甲 ●●●● ●●●●
●●●●●市●●●●●
●●●● ●● ●●

乙 Baycess 株式会社
横浜市中区弁天通 3-43-1 サングレイス関内 2 階
代表取締役 崔 成基

特定労働者派遣事業番号：派 14-301854
派遣元責任者：松永 伊緒菜

有料職業紹介事業許可番号：14-ユ - 300810
職業紹介責任者：松永 伊緒菜